

## 千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定により、千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 9 月

千 代 田 区 長  
千 代 田 区 議 会 議 長  
千代田区選挙管理委員会  
千代田区代表監査委員  
千代田区教育委員会

評価年度	令和 3 年度
目標に対する達成度	○採用に関する目標（法定雇用率の達成） 本区の雇用率：2.46% （参考）法定雇用率：2.6%  ○定着に関する目標（採用 1 年後の定着率 100%の達成） 本区の定着率：100% （参考）令和 2 年度採用者数：1 名
取組内容の実施状況	○施設等の整備 ・就労支援機器を購入 （聴覚障害者用及び視覚障害者用）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 休憩室へ横になって休むことができるソファを設置</li></ul> <p>○相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人事課職員 2 名が東京労働局実施の障害者職業生活相談員資格認定講習を受講</li></ul> <p>○障害に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害を有する職員の希望に基づいて、所属長に対して自身の障害特性や必要とする合理的配慮を伝えるための面談を実施</li><li>・ 障害を有する職員との協働に対する理解促進のため、管理監督職層向けの研修を実施</li></ul> <p>○募集・採用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の募集や採用にあたって以下の取り扱いをしない<ul style="list-style-type: none"><li>①特定の障害を排除、または特定の障害に限定</li><li>②自力で通勤できることといった条件の設定</li><li>③介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定</li><li>④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件の設定</li><li>⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施</li></ul></li></ul> <p>○キャリア形成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職層や経歴等に応じて業務遂行に必要な知識等を身につけるために、人事課研修担当による実務研修実施の他、特別区職員研修所が開催している専門的実務研修をパブリックフォルダにて周知</li></ul>
--	---

	<p>○働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都を通じて国に対し、障害を有する職員が利用できる特別休暇の制定を依頼</li> </ul> <p>○千代田区障害者活躍推進委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長部局及び各行政委員会の関係管理職・係長で構成された千代田区障害者活躍推進委員会を設置し、取組状況の把握・点検等を実施</li> <li>・同推進委員会開催時に、障害を有する職員に参画を呼び掛け、当事者の視点からの意見を聴取</li> </ul> <p>○障害者優先調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千代田区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づく就労支援施設等への発注実績は、8,097,941 円（54 件）であり、当該調達方針の目標額（510 万円）を達成</li> </ul>
<p>「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果</p>	<p>○目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用に関する目標（法定雇用率の達成）については、障害を有する職員の退職があり達成できなかったが、当該職員の退職理由はいずれも職場環境に起因したものでなかった （その後、職員から新たに障害者手帳の写しの提供があり、令和3年9月1日時点で法定雇用率を達成している）</li> <li>・定着に関する目標（採用1年度の定着率100%達成）については、新規採用職員が障害者就労支援センターを活用したこと、また、同センターと配属先所属長が</li> </ul>

	<p>連携して当該職員との面談等を実施したにより、目標を達成できている</p> <p>○取組内容の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害を有する職員本人の意思や意見を確認する取組や障害に対する理解促進のための取組を着実に実施できている</li></ul>
計画の見直し・修正	○計画の見直し・修正は行わない